



2 転用計画

(1) 転用事由の詳細 (用途)		(事由の詳細)								
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		年 月 日 (許可の日) から 年間								
(3) 転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要										
工事計画	名 称	第1期 ( 年 月 ~ 年 月)			第2期 ( 年 月 ~ 年 月)			合 計		
		棟数	建築面積 <sub>2</sub> m	所要面積 <sub>2</sub> m	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m	所要面積 <sub>2</sub> m	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m	所要面積 <sub>2</sub> m
土地造成										
建築物又は工作物										
計										

3 転用の目的に係る事業の資金計画

所 要 資 金 円		自 己 資 金 円		借 入 資 金	
総額				(借入先) 円	
内訳	土地購入費				
	工 事 費				
	そ の 他				

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(1) 被害の内容	
(2) 防除施設の内容	

5 その他参考となる事項

- 添付書類(1) 申請土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。) (1部)  
 (2) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面 (1部)  
 (3) 申請土地の地番、地目及び隣接土地の状況を表示する図面 (1部)  
 (4) 申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設物間の距離を表示する図面 (配置図)  
 (5) 申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見書  
 (6) 法人にあっては、定款、寄附行為及び法人の登記事項証明書  
 (7) その他関係書類

許 可 指 令 書

指令 二戸市農委 第 号

この申請は、下記により許可します。

令和 年 月 日

二戸市農業委員会会長 奥 隆 印

記

- 条件 (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。  
 (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- 注意 (1) 申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工と時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。  
 (2) 当農業委員会が発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。  
 (3) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に当農業委員会の承認を受けてください。
- 教示 (1) この処分不服があるときは、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農業委員会会長に審査請求書 (同法第19条第2項に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して、審査請求をすることができます。  
 ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和27年法律第229号) 第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和25年法律第292号) 第25条の2第2項に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。  
 なお、この場合、併せて処分庁及び岩手県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。  
 (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市 (町村) を被告として (訴訟において市 (町村) を代表する者は農業委員会会長となります。)、提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(様式第 33 号アからエまで共通)

備考 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「申請者の住所」欄には、住民票表示の住所により記載すること。ただし、住民票表示の住所地が生活の本拠地ではない場合があるので、その場合には実際の生活の本拠地を記載してください。

関係者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。

3 「許可を受けようとする土地の表示」欄には、土地登記簿の表示により記載してください。ただし、登記簿の表示の地積が尺貫法により表示されている場合は、平方メートルの単位に換算して記載してください。

4 転用計画の「(用途)」欄には、事業計画の目的を記載してください。

例えば、次の例示のように具体的に記載してください。

〔例示〕

「工場の場合」 …… 乳製品加工工場、自動車部品製造工場、醤油製造工場等

「住宅の場合」 …… 自己住宅、賃貸住宅、分家住宅（二男）、社宅、共同住宅、建売住宅、農家住宅等

「資材置場の場合」 …… 土木建築工事用資材置場、配管工事用資材置場、ガス水道工事用資材置場等

「店舗の場合」 …… 煙草小売店舗、魚小売店舗、理容店舗等

「倉庫の場合」 …… 弱電機械製品保管倉庫、薬品保管倉庫等

5 転用計画の「(事由の詳細)」欄には、転用事業を実施しなければならない緊急性及び必要性を記載してください。

6 「事業の操業期間又は施設の利用期間」欄には、工事計画完了の日、若しくは第 1 期工事完了時において一部操業を開始する場合はその期日を、また、権利の設定（賃借権等）の場合にあっては、その利用期間を記載してください。

7 「転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、建物の名称、建物の総棟数、1 棟当たりの建築する床面積、総建築物の面積及び所要面積を転用工事の期別計画ごとに記載してください。

なお、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載してください。また、記載する欄が不足の場合は、別紙に記載してください。

8 「資金調達計画」欄には、所要資金、自己資金、借入資金等を明確に記載してください。

9 「転用に伴い支払うべき給付の内容及び付近の土地に与える被害、防除等の概要」欄には、被害の内容、防除施設の内容等の要点を記載してください。

注 一時転用の場合は、「(3) 申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」と条件を付すること。